

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 26 年 12 月 12 日

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目 12 番 16 号
株式会社センチュリー 21・ジャパン
代表取締役社長 猪熊 茂男

平成 26 年 12 月 1 日開催の当社取締役会において、平成 27 年 1 月 1 日（木曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 26 年 12 月 31 日（水曜日）（但し、実質上は平成 26 年 12 月 30 日（火曜日））と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせならびにご注意

1. 株式の分割及び単元株制度の採用後のご所有株式に関するご案内は、平成 27 年 1 月下旬にお届けご住所にお送り申し上げます。
2. 平成 27 年 1 月 1 日（木曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031（フリーダイヤル）

公告の中断についての追加公告

平成 26 年 12 月 18 日午後 12 時から平成 26 年 12 月 18 日午後 8 時までの間、ホームページのリニューアルのため中断しました。